

下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱

制定 平成27年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市が発注する工事等、物品及び役務の適正な執行を確保するため、有資格者の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 下関市 下関市、下関市上下水道局及び下関市ボートレース企業局をいう。
- (2) 発注者 下関市長、下関市上下水道事業管理者及び下関市ボートレース事業管理者をいう。
- (3) 工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに工事に関する測量業務、地質調査業務、建設(土木・建築)コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務
- (4) 物品 物品の売買(印刷物の製造の請負を含む。)及び修繕
- (5) 役務 業務委託(第3号に規定する業務を除く。以下同じ。)及び動産の借入れ
- (6) 有資格者 下関市契約規則(平成21年規則第29号。以下「規則」という。)第3条第3項、下関市上下水道局会計規程(平成26年規程第3号。以下「上下水道局規程」という。)第165条第3項及び下関市ボートレース企業局契約規程(平成26年競艇企業局規程第16号。以下「ボートレース企業局規程」という。)第3条第3項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された者をいう。
- (7) 指名停止 一定の要件に該当するため、工事等、物品又は役務の契約を受注させるのにふさわしくない有資格者に対し、発注者が、一定の期間、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名の対象としない措置をいう。
- (8) 市発注 下関市が発注するもの。
- (9) 一般発注 下関市以外が発注するもの。
- (10) 代表役員等 有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員
- (11) 一般役員等 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所(工事等、物品又は役務の契約を締結する権限を委任された事務所をいう。)を代表

する者で(10)に掲げる以外の者

(12) 使用人 有資格者の使用人で(11)に掲げる以外の者

(13) 契約担当者 規則第6条、上下水道局規程第168条及びポートレース企業局規程第6条に規定する契約担当者をいう。

(指名停止)

第3条 発注者は、有資格者が別表1又は別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者に対し、指名停止を行うものとする。ただし、当該事案において、山口県公共工事契約業務連絡協議会から山口県（以下「県」という。）が行う当該有資格者の指名停止の通知を受けたときは、一般発注のうち県が発注する工事等及び市発注工事等に係る事案を除き、指名停止の期間は措置要件の認定をした日から県が指名停止とした日数とすることができるものとする。

2 前項の場合において、他に適当な有資格者がいないとき又は指名停止の措置をすることが市に不利益となるときは、指名停止を行わない、又は指名停止の期間を緩和することができるものとする。

3 第1項の場合において、当該指名停止に係る有資格者に対し、現に一般競争入札参加資格を有することを確認しているときは、その確認を、現に指名競争入札における指名をしているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 発注者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人がいることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 発注者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。ただし、当該指名停止について、明らかに当該構成員が責めを負わないと認められる場合は、この限りでない。

3 発注者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止を受けた有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止を受けた有資格者の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の同じ区分の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表各号の贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合及び暴力団排除の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表の贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合及び暴力団排除の措置要件に該当することとなったとき。(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 発注者は、次の各号に掲げるときは、指名停止の期間を、当該各号に定める期間に短縮することができる。
- (1) 有資格者が別表1第12号第13号又は別表2第12号第13号に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき 当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1
 - (2) 前号に定めるもののほか、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるとき 当該短期の2分の1の期間までで発注者が定める期間
- 4 発注者は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、第1項及び別表各号の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 発注者は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、第1項から第4項まで及び別表各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 発注者は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者に対して指名停止を解除するものとする。
- (独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)
- 第6条 発注者は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。
- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表各号の競売入札妨害又は談合の措置要

件の14に該当したとき 当該措置要件に応じて定める短期の2倍の期間
(代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。)又は

1. 5倍の期間

(2) 下関市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表各号の競売入札妨害又は談合の措置要件のいずれかに該当し、特に悪質な事由があるとき(前号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該措置要件に応じて定める短期に1月加算した期間
(指名停止事案の発生報告)

第7条 部局長は、その所管事業の執行に当たり、有資格者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、遅滞なく指名停止事案発生報告書(様式第1号)により契約事務専門監へ報告するものとする。

(審議)

第8条 第3条第1項、第4条、第5条及び第6条の規定による指名停止又は指名停止の期間の特例を適用(以下「指名停止措置」という。)するとき
は、工事等若しくは物品又は役務競争入札参加有資格者指名停止審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経るものとする。ただし、指名停止措置に当たり疑義の生じるおそれがないときは、この限りではない。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、委員は、工事等においては別表3に掲げる職にある者を、物品又は役務においては別表4に掲げる職にある者を充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長の指定する者がその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(会議)

第9条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員(次項で定める当該委員が指定した者を含む。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指定した者が、委員に代わって出席することができる。
- 5 委員長は、緊急かつやむを得ない事由があると認めるときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(決定及び通知)

第10条 発注者は、指名停止措置に当たり疑義の生じるおそれがないときを除き、第8条の規定による審議を経て、指名停止措置を行うものとする。

2 発注者は、指名停止措置を行ったときは、当該有資格者に対し、遅滞なくそれぞれ指名停止通知書(様式第2号)、指名停止期間変更通知書(様式第3号)又は指名停止解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市発注に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者が、当該契約担当者の契約に係る工事等、物品又は役務の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 発注者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意(以下「警告等」という。)の喚起を行うことができるものとする。

(公表)

第14条 発注者は、指名停止措置を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称、指名停止期間及び指名停止理由を市ホームページにおいて公表するものとする。

(苦情の申立て)

第15条 指名停止、指名停止の期間の変更又は警告等の喚起を受けた有資格者は、指名停止及び指名停止の期間の変更については指名停止の期間内に、警告等については当該警告等の日の翌日から起算して7日以内(土曜又は日曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。以下同じ。)

に、発注者に対して苦情申立て書(様式第5号)により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

2 発注者は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内に苦情申立て回答書(様式第6号)により回答するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

る。

- 4 発注者は、第1項に定める申立て期間を経過している、又は明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを苦情申立て却下通知書（様式第7号）により却下することができるものとする。

（再苦情の申立て）

第16条 前条第2項の規定による回答に不服のある有資格者は、指名停止及び指名停止の期間の変更については指名停止の期間内（前条第2項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が7日を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して7日以内）に、警告等については当該回答の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立て書（様式第8号）により、発注者に対して再苦情を申し立てることができるものとする。

- 2 発注者は、前項の再苦情の申立てがあったときは、速やかに下関市入札監視委員会に審議を依頼するものとする。ただし、申立て期間を経過している、又は明らかに申立ての適格を欠くと認められる場合については、下関市入札監視委員会に審議を依頼することなく、再苦情申立て却下通知書（様式第9号）により却下することができるものとする。

- 3 発注者は、再苦情を申し立てた有資格者に対し、下関市入札監視委員会からの答申を受けた日から起算して10日以内に、再苦情申立て回答書（様式第10号）により回答する。

- 4 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 再苦情の申立てが認められなかったときは、その旨及び理由

- (2) 再苦情の申立てが認められたときは、その旨及びこれに伴い発注者が講じようとする措置の概要

（苦情及び再苦情の申立てに対する結果の公表）

第17条 発注者は、第15条第2項の回答及び前条第3項の回答を行ったときは、その内容を市ホームページにおいて公表するものとする。

（事務処理の取扱い）

第18条 次に掲げる事務処理は、発注者のうち下関市長において行うものとする。

- (1) 第10条第1項及び第2項並びに第14条から第17条までに規定する事務処理

- (2) 本要綱の改廃

（その他）

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に、下関市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成17年2月13日制定)又は下関市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領(平成19年11月5日制定)の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。
- 3 下関市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成17年2月13日制定)及び下関市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領(平成19年11月5日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定によりなされた手

続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月25日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月21日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、指名停止期間等は通算する。

附 則

この要綱中第5条第3項の改正規定は、令和7年4月1日から施行し、別表1第26号及び別表2第25号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

別表1 工事等措置要件

区分	措置要件	措置期間
虚偽記載	1 市発注工事等に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料又は契約後履行が完成するまでに提出する書類に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 6月以内
過失による粗雑工事	2 市発注工事等の施工等に当たり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1月以上 6月以内
	3 一般発注工事等の施工等に当たり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 3月以内
契約違反	4 措置要件の欄第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 4月以内
公衆損害事故	5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内
	6 一般発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 4月以内

関係者の事故	7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 6月以内
	8 一般発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 3月以内
贈賄	9 次に掲げる者が下関市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 9月以上 18月以内
	10 次に掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上 12月以内
	11 次に掲げる者が市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上 9月以内

独占禁止法違反行為	12 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月
	13 一般発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月
競売入札妨害又は談合	14 市発注工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上 18月以内
	15 一般発注工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上 9月以内
暴力団排除	16 代表役員等、一般役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。	当該認定をした日から 12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで

暴 力 団 排 除	17 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関し不正に暴力団又は暴力団員若しくは暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
	18 代表役員等又は一般役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 4月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
	19 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 4月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
	20 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 4月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
	21 市発注工事等の施工等に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。	当該認定をした日から 4月
	22 市発注工事等の施工等に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から 4月

建設業法違反	23 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 6月以内
不正又は不誠実な行為	24 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内
	25 市発注工事等の契約に関し、入札により落札者が決定した後、その落札者が正当な理由が無く契約を締結しないとき。	当該認定をした日から 3月
私的行為による法令違反	26 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内

別表2 物品又は役務措置要件

区分	措置要件	措置期間
虚偽記載	1 市発注の物品又は役務に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料又は契約後履行が完成するまでに提出する書類に虚偽の記載をし、物品又は役務における契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 6月以内
過失による粗雑履行	2 市発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、過失により当該物品又は役務の契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1月以上 6月以内
	3 一般発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、過失により当該物品又は役務の契約の履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 3月以内
契約違反	4 措置要件の欄第2号に掲げる場合のほか、市発注の物品又は役務に関する契約に違反し、物品又は役務における契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 4月以内
公衆損害事故	5 市発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内
	6 一般発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 4月以内

関係者の事故	<p>7 市発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 6月以内</p>
	<p>8 一般発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 3月以内</p>
贈賄	<p>9 次に掲げる者が下関市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 9月以上 18月以内</p>
	<p>10 次に掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6月以上 12月以内</p>
	<p>11 次に掲げる者が市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3月以上 9月以内</p>

独占禁止法違反行為	12 市発注の物品又は役務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品又は役務における契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月
	13 一般発注の物品又は役務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品又は役務における契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月
競売入札妨害又は談合	14 市発注の物品又は役務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上 18月以内
	15 一般発注の物品又は役務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上 9月以内
暴力団排除	16 代表役員等、一般役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であるとき。	当該認定をした日から 12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで

暴 力 団 排 除	17 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関し不正に暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6月を経過し、かつ改善 されたと認められるまで
	18 代表役員等又は一般役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 4月を経過し、かつ改善 されたと認められるまで
	19 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 4月を経過し、かつ改善 されたと認められるまで
	20 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 4月を経過し、かつ改善 されたと認められるまで
	21 市発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。	当該認定をした日から 4月
	22 市発注の物品又は役務の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から 4月

不正又は不誠実な行為	23 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品又は役務における契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内
	24 市発注の物品又は役務の契約に関し、入札により落札者が決定した後、その落札者が正当な理由が無く契約を締結しないとき。	当該認定をした日から 3月
私的行為による法令違反	25 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品若しくは役務における契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内

別表 3

工事等競争入札参加有資格者指名停止審査委員会委員に充てられる職
総務部長 農林水産振興部長 建設部長 都市整備部長 港湾局長 教育部長 上下水道局長

別表 4

物品又は役務競争入札参加有資格者指名停止審査委員会委員に充てられる職
総務部長 福祉部長 保健部長 環境部長 産業振興部長 観光スポーツ文化部長 教育部長 上下水道局長

様式第1号（第7条関係）

第 年 月 日
号

契約事務専門監 様

部 局 長

指名停止事案発生報告書

下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 商号又は名称
- 2 代表者職氏名
- 3 工事等（物品又は役務）名
- 4 工事等（物品又は役務）履行場所
- 5 指名停止要件に該当する事由

様式第 2 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長

指名停止通知書

下関市（下関市上下水道局及び下関市ボートレース企業局を含む）が発注するすべての工事等（物品又は役務）について、下記のとおり貴社（殿）の指名停止を行うこととしたので通知します。

ただし、貴社（殿）が現在履行中の工事等（物品又は役務）がある場合には、当該契約は続行することとします。

なお、この措置に不服のある場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第 15 条第 1 項の規定により、指名停止の期間内に苦情を申し立てることができます。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで（ 月間）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

下関市長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付けをもって貴社（殿）の指名停止を通知したところですが、この度下記のとおり指名停止の期間を変更したので通知します。

なお、この措置に不服のある場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第15条第1項の規定により、指名停止の期間内に苦情を申し立てることができます。

記

1 従前の指名停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで（ 月間）

2 変更後の指名停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで（ 月間）

3 変更の理由

様式第4号（第10条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

下関市長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付けをもつて貴社（殿）の指名停止を通知したところではありますが、この度当該指名停止を解除したので通知します。

様式第 5 号（第 15 条関係）

年 月 日

下関市長

申立て者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

苦情申立て書

下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり理由についての説明を求めます。

記

- 1 苦情申立ての対象となる件名
- 2 苦情申立ての内容及びその理由

様式第 6 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長

苦情申立て回答書

年 月 日付けで貴社（殿）より申立てのあった件につきまして、
下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第 15 条第 2 項の規定により、
下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服のある場合は、同要綱第 16 条第 1 項の規定により、
年 月 日までに、再苦情を申し立てることができます。

記

- 1 苦情申立ての対象となる件名
- 2 苦情申立てに対する回答及びその理由

様式第7号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長

苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで貴社（殿）より申立てのあった件については、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第15条第4項の規定により、これを却下します。

記

- 1 苦情申立ての対象となる件名
- 2 苦情申立てを却下する理由

様式第 8 号（第 16 条関係）

年 月 日

下関市長

申立て者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

再苦情申立て書

下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第 16 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで貴職より回答のあった件について、その内容に不服があるため、下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる件名
- 2 再苦情申立ての内容及びその理由

様式第9号（第16条関係）

第 年 月 日
号

様

下関市長

再苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで貴社（殿）より申立てのあった件については、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第16条第2項の規定により、これを却下します。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる件名
- 2 再苦情申立てを却下する理由

様式第 10 号（第 16 条関係）

第 年 月 日 号

様

下関市長

再苦情申立て回答書

年 月 日付けで貴社（殿）より申立てのあった件について、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第 16 条第 3 項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる件名
- 2 再苦情申立てに対する回答及びその理由（これに伴って講じようする措置の概要）